

1. 福祉除雪事業の概要

（１）福祉除雪とは

高齢者世帯や重度の身体障がい者世帯などで、冬期間の道路に面した出入口部分などの除雪が困難な世帯に対して、地域協力員が除雪作業を行うとともに、必要に応じて、安否確認を行うことにより、地域で安心して暮らすことができるよう支援し、地域福祉活動を推進することを目的とする事業で、札幌市と札幌市社会福祉協議会（市社協）が共同で実施している。

（２）利用対象世帯

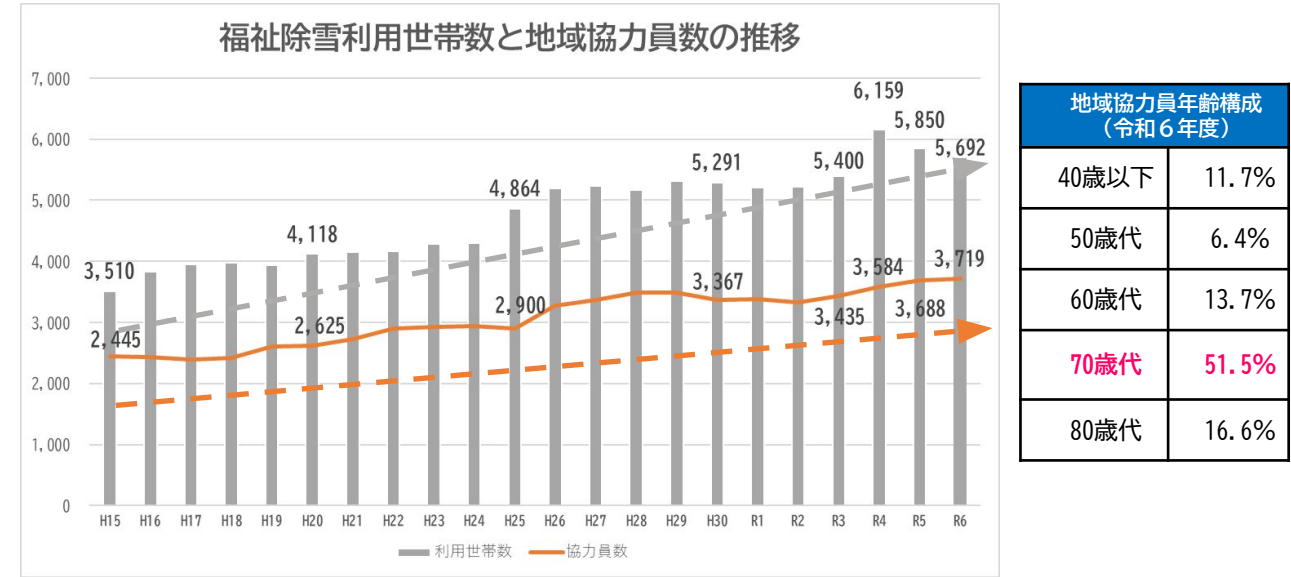
利用世帯要件	道路に面する一戸建ての住宅に居住し、おおむね500m以内に除雪を援助できる子又は子の配偶者が居住していない世帯で、次のいずれかに該当するもののうち、自力で除雪が困難と認められる世帯 ・70歳以上の方または重度(1級及び2級)の身体障がいのある方のみで構成される世帯 ・札幌市社会福祉協議会が特に必要と認めた世帯
負担金	・市民税課税世帯 10,000円 ・市民税非課税世帯 5,000円 ・生活保護世帯 無料

（３）地域協力員

活動内容	除雪期間：12月1日～3月20日 除雪内容：道路に面した出入口部分は幅1.5m、出入口から玄関までは幅80cmの範囲で除雪を行う(排雪は行わない) 活 動 日：市の生活道路の新雪除雪が行われた日（概ね10cm以上の降雪）の翌日12時頃までに除雪を行う(時間指定はできない) ※10か年平均の新雪除雪作業出勤回数：17回 見 守 り：作業終了の通知の投函や要望に応じた声掛け、異変を感じた際の区社協への通報等
主な担い手	ボランティア、町内会等地域団体、企業、災害防止協力会、NPO団体 など
活動費	1世帯につき21,000円

2. 見直しの背景

福祉除雪事業は、事業開始から20年余りが経過しており、高齢化の進行等に伴い利用世帯数の増加や地域協力員の担い手不足、事業費用の増加（R7年度予算：127,000千円）等様々な課題を抱えている。令和4年度に実施したアンケート結果では、「元気な方が事業を利用してる」「協力員の高齢化が問題」「協力員の担い手不足により利用世帯のマッチングが難しい」といった声が寄せられ、事業継続には利用要件の見直しや地域協力員確保の取組が急務であることが明らかとなった。



広報活動の強化等により、現状では地域協力員数も増加しているが、70歳代以上の協力員が多いことから、今後もしタイア数は増加し、協力員の伸びは利用世帯数の伸びを下回る見通し。

3. 見直し（案）

令和6年3月から令和7年3月までの間に計5回、札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会を開催。福祉除雪事業を今後も持続可能な事業としていくため、有識者から様々なご意見をいただき、また「5. 市民アンケート」の結果を踏まえ、以下の見直し（案）を作成した。

分科会での主なご意見
・現行の利用要件は、年齢を主な要件としており、必ずしも除雪が困難な世帯が利用しているとは言えない。 ・除雪の困難状況をより適切に判断するため、これまでの年齢に変えて要介護度の導入を検討してはどうか。 ・地域協力員のモチベーションを向上し、新たな地域協力員を獲得するためには、インセンティブの強化が必要。

（１）利用世帯要件の変更について

利用世帯要件等の変更に関しては、身体状況や除雪の困難状況をより適切に判断する指標とするため、これまでの年齢に変えて令和8年度から要介護度を導入する。

新たな利用世帯要件（案）	道路に面する一戸建ての住宅に居住し、おおむね500m以内に除雪を援助できる子又は子の配偶者が居住していない世帯で、世帯員全員が以下の(1)～(4)のいずれかの要件に該当し、自力で除雪することが困難と認められる世帯または、(※)前年度福祉除雪を利用し要件に変動が無い世帯(※)要件変更に伴い、前年までの事業利用世帯が利用できなくなることを防ぐ措置 (1)要介護1以上または重度(1・2級)の身体障がいのある方 (2)要支援1・2または介護予防・生活支援サービス事業の対象者で介護保険サービスを継続して利用している方 (3)(1)に該当する方を専ら介護し除雪することが困難と認められる70歳以上の方 (4)札幌市社会福祉協議会が特に認める方（重度の知的障がい・精神障がいのある方等） 赤字下線部が変更箇所
--------------	---

（２）地域協力員活動費の増額について

地域協力員活動費に関しては、実費弁償としての性格を有するため、事業開始当時から消費者物価指数の上昇などを勘案の上、満足度や定着率の向上を目的として、令和8年度から増額を行う。

新たな活動費（案）	1世帯につき21,000円 ⇒ 1世帯につき23,000円
-----------	-------------------------------

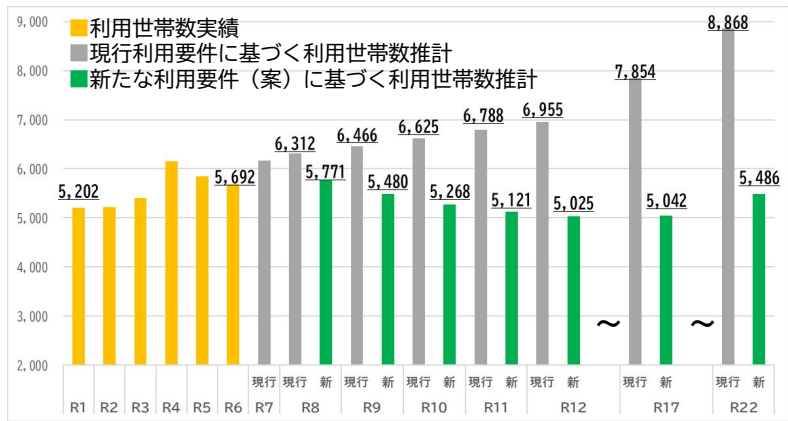
PLUS ▶ 地域協力員の確保策について

分科会からの意見を受け、上記2点に加えて、地域協力員の確保に関する取組についても併せて実施。

地域協力員の確保策（案）	・活動インセンティブ増強 ⇒ 協力企業のPR・活動者の表彰 ・活動負担の軽減 ⇒ 利用者へに対する制度内容の周知徹底 スポット協力員制度の本格導入 ・事業広報の強化継続 ⇒ 若年層・現役世代に向けた募集広報 SNS等新たな広報手段による広報
--------------	--

※なお、今回の見直しでは、物価高の影響等を考慮し利用者負担金の見直しは見送る。（今後、利用世帯数や事業費の変動が想定と乖離した場合等には改めて検討。）

4. 新たな利用世帯要件（案）に基づく利用世帯数推計



現行利用要件に基づく利用世帯数推計と比較し、利用世帯数の伸びが抑えられることが想定され、協力員活動費を増額しても、現在と同等程度の予算規模での事業実施が可能。加えて、協力員のモチベーション維持や広報強化により、安定的な事業運営に必要な協力員数を維持していくことで持続可能な事業としていく。

5. 市民アンケート

見直しに関するアンケートを以下のとおり実施。

町内会、福祉のまち推進センター向け（市社協実施）	
期間	令和7年8月～9月
回答数	92件
全市民向けアンケート（札幌市実施）	
期間	令和7年9月～10月
回答数	10件

見直し内容に関しては概ね賛成する意見が中心。また、協力員として活動する上での負担等に関する意見が寄せられた。

なお、協力員活動費のさらなる増額や利用者負担金の増額に関する意見も見られたが、こうした意見については、今回の見直し後の状況を踏まえ、必要に応じて改めて検討していく。